

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 42 回食品衛生部会 (CCFH)

日時 : 2009 年 11 月 16 日 (月) ~20 日 (金)

場所 : サンディエゴ (アメリカ)

議 題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会から食品衛生部会への付託事項
3.	FAO、WHO 及び他の国際政府間機関から提起された事項
(a)	FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA) の経過報告及び関連事項
(b)	国際獣疫事務局 (OIE) からの情報
4.	鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン原案 (ステップ 4)
5.	生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範の葉物ハーブを含む緑色葉野菜に関する附属文書原案 (ステップ 4)
6.	海産食品におけるビブリオ属菌に関する衛生実施規範原案 (ステップ 4)
7.	貝類中の腸炎ビブリオ及びビブリオ・バルニフィカスの管理手法についての附属文書 (ステップ 4)
8.	食品中のウイルス制御に関する衛生実施規範原案 (ステップ 4)
9.	CCFH で作成され、総会で採択された文書における不整合について
10.	その他の事項及び今後の作業
(a)	CCFH における作業の優先順位決定に関する作業部会の報告書の討議
(b)	CCFH によって適用されるリスク分析の原則及び手法に関する文書案
11.	次回会合の日程及び開催地

第 42 回食品衛生部会(CCFH)概要

1. 開催日及び開催場所

2009 年 11 月 16 日 (月) ～20 日 (金)
アメリカ (サンディエゴ)

2. 参加国及び国際機関

79 加盟国、1 加盟機関 (EC)、9 国際機関

3. 我が国からの出席者

国立保健医療科学院研修企画部第二室長	豊福 肇
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室	
国際調整専門官	井関 法子
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課食品規格専門官	浦上 憲治
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課	
輸出食品安全対策官	東良 俊孝
京都大学東南アジア研究所統合地域研究部門教授	西渕 光昭
国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第四室長	野田 衛
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 リスク管理専門官	佐々木貴正
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 SPS 協定係長	際本 玲子
農林水産省消費・安全局農産安全管理課 調査係長	五島 朋子
内閣府 食品安全委員会事務局評価課 微生物・ウイルス係長	松本 留美

4. 主な審議結果

主要議題の概要は以下のとおり。

議題 4 鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン原案 (ステップ 4)

物理的作業部会 (2009 年 9 月、議長国: ニュージーランド及びスウェーデン) は、鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌に係る技術会議 (2009 年 5 月) の科学的知見を踏まえ記述を修正し、①原案をステップ 5 に進めること、②FAO 及び WHO が構築したリスク管理手段決定補助ツールの完成することを支

持したことが報告された。

今次会合では、食鳥処理場におけると体への活性塩素の使用の適否が争点となった。EC等は、活性塩素等の汚染防止剤(decontaminants)の使用に関する記述については、不適切な衛生管理を隠すとの理由で、一般的衛生管理の代替方法と見なせないこと、環境や労働安全へのリスクに関する不確実性が高いこと、ヨーロッパ域内での消費者の反対が強いこと等から反対し、食品生産及び食品製造への塩素含有消毒剤使用についてのベネフィットとリスクに係るFAO/WHO 合同専門家会合の最終報告書が公表されていない現時点では、汚染防止剤の使用に関する記述がある本原案をステップ5に進めるべきではないと主張した。

一方、米国をはじめ多くの国々は原案には病原菌の管理に有効な全ての管理方法を取り入れることが重要である等により、本原案をステップ5に進めるべきと主張した。

WHO や日本等は、両病原菌による食中毒が各国の問題となっている中で、本議論の一旦中止は、CCFHが両病原菌対策に後ろ向きであるととられかねないため、ステップ5に進めることを前提に議論することを支持した。

FAOは、上述の専門家会合の最終報告書の作成状況に関し、公表済みの要約中の結論（塩素含有消毒剤使用は食品の微生物学的リスクを下げることで、食品の残留塩素による毒性学的リスクは低いこと、塩素含有消毒剤使用が抗菌耐性につながる証拠はないこと等）は最終報告書においても変わらないこと及び次回CCFH会合前には最終報告書が公表されるであろうことを補足した（2009年12月に公表）。

結論として、今次会合では内容の議論をせず、本原案をステップ2に戻すこととされ、電子作業部会を設置し必要な修正を行って、次回CCFH会合で議論することが合意された。

議題5 生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範の薬物ハーブを含む緑色葉野菜に関する付属文書原案（ステップ4）

本原案については、本文書との重複を避け、緑色薬物野菜に特化した要件を記載すべきとの意見（日本他）を踏まえ、“付属文書に記載されている事項は、特に配慮が必要な追加的要件である”との説明が加筆された。

また、本原案が対象とする緑色薬物野菜の範囲について、ブラジルは“小規模農家への負担等を考慮し、包装された薬物野菜のみに絞るべき”と主張したが、無包装の緑色薬物野菜に起因する食中毒が発生している実態を踏まえ、本原案通り無包装の緑色薬物野菜も含むことで合意した。また、範囲の記述を修

正し、消費段階で微生物を殺す処理を経ずにそのまま消費される緑色葉物野菜に限定されることを明確にした。

第一次生産で使用する水について、灌漑用水のセクションにあった水の起源と品質の関係に関する記載に関して、一次生産段階で使用される他の用途の水にも適用されるべきとの我が国の提案が受け入れられ、EC、ブラジル、日本の修正提案を踏まえて関連する箇所が適宜修正された。

その他、必要な修正を行い、本付属文書原案についてはステップ 5/8 に進めることで合意された。

議題 6 海産食品におけるビブリオ属菌に関する衛生実施規範原案（ステップ 4）

本会議前日に開催された物理的作業部会（日本が議長国）で、記述を修正した文書（CRD5）について議論した。主な論点は以下の通り。

- 本原案のタイトルについては、本衛生規範の内容をより反映しており、他のコーデックス関連文書名との一貫性の観点から、“海産食品におけるビブリオ属菌の管理に対する食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン”で合意
- ”partially treated”の定義の明確化、第30回 CCFFP で合意された”clean water”の定義と整合性をとることに合意
- 二枚貝に関するパラ 29 から 31 までの記述を検討中の付属文書に移動

その他、物理的作業部会が提示した修正案が受け入れられ、表示及び消費者教育に関するセクション等に必要な修正を行い、本原案はステップ 5/8 に進めることで合意された。

議題 7 貝類中の腸炎ビブリオ及びビブリオ・バルニフィカスの管理手法についての付属文書（ステップ 4）

本会議前日に開催された物理的作業部会（日本が議長国）で、記述を修正した文書（CRD5）について議論した。

今後検証を要するデータが含まれていることから表1（ビブリオの増殖速度と倍加時間の相関の例示）を削除する等の修正を行い、物理的作業部会が提示した修正案が受け入れられ、本原案はステップ5/8に進めることで合意された。

本会議は、各国で広範に適用できるリスク予測モデルの検証の必要性があることを踏まえ物理的作業部会が提示した勧告を承認し、FAO及びWHOに対して、専門家会合を招集してi)FAO/WHOのリスク評価に基づき、米国が開発したリスク予測モデルの検証の実施、ii)海産食品及び／又は水における病原性腸炎ビ

ブリオ及びビブリオ・バルニフィカスのレベルをモニターするための分析法に関する利用可能な情報の再評価、iii) 付属文書から削除した表1のカキ (*Crassostrea virginica*) 等における腸炎ビブリオ及びビブリオ・バルニフィカスの増殖速度及び倍加時間の検証の実施を行うことを要請した。

この要請に関連しFAO及びWHO代表は、各国に対してリスク予測モデルの検証に必要となるデータ（水温、塩分濃度、生態要因、二枚貝の種類や海水における腸炎ビブリオ及びビブリオ・バルニフィカスの汚染実態等）の提出を奨励した。

議題 8 食品中のウイルス制御に関する衛生実施規範原案（ステップ 4）

本原案を作成した物理的作業部会の議長国オランダは、各国から提出されたコメントで指摘された、さらなる検討を要するポイントを次のように総括して報告した。

- 本原案を既存文書の付属文書とすべきとの意見は合理的であるが、現時点では本問題の公衆衛生上の重要性から食品中のウイルスに特化した規範の作成を進めるのが適当
- ウイルス制御に特化したアドバイスが必要だが、一部のセクションについては、正確な科学的情報の不足により現時点では困難
- “食品取扱者”や“ウイルス”等の用語の定義の見直しと対象とするウイルスの範囲の明確化
- 異なる段階で使用される水の特定とその定義、及び洗浄消毒手順に関する詳細な情報提供の必要性
- ウイルス粒子を除去する手洗い手順に関する詳細なアドバイスや確認済みの制御方法（加熱、高圧等）に関する情報提供
- 発症した従事者の症状が消えた後に職場復帰する際の基準の明確化
- 表示の必要性（特に二枚貝）とその方法（トレーサビリティを含む）
- 付属文書 I（調理済み食品に関する衛生管理）を削除し、必要部分を本体へ移動させる必要性
- 付属文書 II（二枚貝に関する管理要件）について採捕海域が汚染された場合の措置に関する詳細なガイダンスを加えることの必要性
- 付属文書 III（生鮮農産物に関する管理要件）について、生鮮葉野菜の付属文書との整合性を検討することの必要性

この報告を踏まえ、本会議は本原案を詳細に検討することはせず、本原案をステップ 2 に差し戻すことで合意した。またオランダを議長国とする物理的作業部会を設置（2010年3月25、26日にオランダで開催予定）し、すでに提出

されたコメントや新たな科学的情報などを踏まえて原案を修正し、次回 CCFH 会合で議論することで合意した。

議題 10 その他の事項及び今後の作業：

(a) CCFH における作業の優先順位決定に関する作業部会の報告書の討議

本会議前日に開催された物理的作業部会（グアテマラが議長国）が提示した報告書を討議した。その結果、天然ミネラル水の収集、加工及び販売のための国際衛生実施指針(CAC/RCP 33 - 1985)を改訂する新規作業提案を次回総会に諮ることで合意された。また、スイスを議長国とする物理的作業部会を設置し（2010年6月にスイスで開催予定）、当該指針の改訂案を作成して、ステップ3としてコメントを求め、次回CCFH会合で議論することで合意した。

また、食品中の微生物規格設定及び適用のための原則を改訂する新規作業提案を次回総会に諮ることとで合意した。またフィンランドを議長国及び我が国を共同議長国とする物理的作業部会を設置し（2010年5月に日本で開催予定）、当該原則の改訂案についてステップ3としてコメントを求め、次回CCFH会合で検討することで合意した。

ココアとチョコレートの生産と加工についての衛生実施規範に関する新規作業提案は今回は見送られた。

(b) CCFH によって適用されるリスク分析の原則及び手法に関する文書案

本会議中に開催された作業部会（インドが議長国）から提出された修正案（CRD 28）について検討した。CCFH によって適用されるリスク分析の原則及び手法について、他の部会に適用される同様の文書や、これまでに CCFH が踏襲してきた手続きなどを考慮して必要な修正をし、リスク評価とリスク管理の関係などを明確にした。

このテキストは 2010 年に開催される第 26 回一般原則部会 (CCGP) において、他のテキストとの整合性や、付属文書と本体文書間の記載の重複等を整理した上で、次回総会に提出して最終採択（及び手続きマニュアルへの追加）をすることで合意された。

(参考)

食品衛生部会（CCFH）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン原案	2	第 42 回 CCFH
生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範の薬物のハーブを含む緑色葉野菜に関する付属文書原案	5/8	第 33 回総会
海産食品におけるビブリオ属菌の管理に対する食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン	5/8	第 33 回総会
貝類中の腸炎ビブリオ及びビブリオ・バルニフィカスの管理手法についての付属文書	5/8	第 33 回総会
食品中のウイルス制御に関する衛生実施規範原案	2	物理的作業部会 [議長国：オランダ] 第 42 回 CCFH
CCFH によって適用されるリスク分析の原則及び手法に関する文書案	-	第 33 回総会
天然ミネラル水の収集、加工及び販売のための国際衛生実施指針 (CAC/RCP 33 - 1985) を改訂する新規作業提案		物理的作業部会 [議長国：スイス] 第 33 回総会
食品中の微生物規格設定及び適用のための原則を改訂する新規作業提案		物理的作業部会 [議長国：フィンランド、共同議長国：日本] 第 33 回総会